

国民健康保険からのお知らせ

平成24年度の国保税の納税通知書を 7月中旬にお送りします

- 国保税の納め方～国民健康保険税の納税義務者は世帯主です～
保険税は被保険者ごとに納めるのではなく、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します。
- 納付方法・納期は

①納付書または口座振替による納付(普通徴収・年8回) ②年金天引き(特別徴収・年6回)	のいずれかです。
--	----------

納期(月末)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 年8回				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
特別徴収 年6回	◎		◎		◎		◎		◎		◎	

※納付方法は年度の途中で切り替わる場合があります。変更の場合は事前にお知らせをお送りします。

【参考】 納付方法が年金天引き(特別徴収)となるのは、①～⑥のすべての条件に該当する場合です。
 ①世帯主本人が国保加入者 ②世帯の国保加入者全員が65歳以上～75歳未満 ③世帯主の介護保険料が年金天引きされている世帯 ④介護保険料を天引きされている年金が年額18万円以上で、介護保険料と国保税の合算額が年金額の2分の1を超えない世帯 ⑤世帯主の年金を担保に供していない世帯 ⑥国保税を納付書で納めている(口座振替ではない)世帯

平成24年度の国民健康保険税の 税率は下の表のとおりです

	医療保険分 (0歳以上～75歳未満)	後期高齢者支援金分 (0歳以上～75歳未満)	介護保険分 (40歳以上～65歳未満)
①所得割 (前年所得による)	(23年中所得－33万円) ×8.0%(+0.5%)	(23年中所得－33万円) ×2.6%(+0.1%)	(23年中所得－33万円) ×2.3%
②均等割 (加入者数による)	24,000円×被保険者数 (+1,000円)	7,000円×被保険者数	7,000円×被保険者数
③平等割 (世帯あたり定額)	24,000円(+1,000円)	7,000円	7,000円
小計	小計A〔①+②+③〕 賦課限度額 51万円	+	小計B〔①+②+③〕 賦課限度額 14万円
			+
			小計C〔①+②+③〕 賦課限度額 12万円
	世帯の年税額 = 小計A + 小計B + 小計C		

※■色で表示している箇所が24年度の改定部分です(()内の数字は前年度比)。

国保税の納付には口座振替が便利です！

「忙しくて窓口の時間に間に合わない」「つい納期限を忘れてしまう」そんな人には口座振替がお勧めです。預貯金口座から各納期ごとに自動的に引き落としになるので、納め忘れの心配がなくなります。

- 必要なもの □座振替に使う通帳、□座の届出印
- 申 込 先 収納課収納係(③番窓口)または取扱金融機関
(取扱金融機関:福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、福岡県南部信用組合、とびうめ信用組合、みい農協、ゆうちょ銀行)
- 振 替 日 各納期限日(月末)(※金融機関休業日の場合は翌営業日)または一括前納
- 振 替 開 始 収納課窓口が受付した月の翌月から

★月末近くに金融機関で手続きをした場合、市に情報が届くまでに時間がかかるため、翌月にお送りする通知書に申込内容を反映できないことがあります。口座振替の申込後に納付書が届いたときは、お手数ですが、
 収納課 72-2111内線132・133までご連絡ください。

国民健康保険税 よくある質問Q&A

Q 今年の6月に夫の勤め先の健康保険の被扶養者になったのに7月に納税通知書が届いたのは何故？

A 考えられる状況は次の二通りです。

①脱退手続きを済ませている場合

国保税は年度単位(4月～翌年3月)で計算しますが、納期が7月から始まるため、実際の加入月と税の納付月にはズレが生じます。お知らせしている国保税は、国保に加入していた4月～5月の分ですから、通知のとおり納付をお願いします。

②脱退手続きをしていない場合

健康保険の切り替えは自動的に行われません。お手元の通知書は、平成24年度まるまる1年間分の国保税を賦課したものです。市窓口での脱退手続き後、年税額を実際の加入期間分に変更しますが、納期ごとの納付額が変更されるのは手続きの翌月の納期以降になりますので、第1期は通知書どおりの額を納めてください。

Q 7月に1年分の納付書が届いた後に会社の健康保険に加入することになったけど国保税はどうなるの？

A 年度途中で国保を脱退される場合は、脱退月の前月までの国保税を再計算して年税額を変更します。新しい年税額と納期ごとの納付額は、脱退手続きの翌月をめぐりお知らせしますので、早めに手続きをしてください。

なお、年税額が変更になり、納めすぎた国保税がある場合は、後日お返しします。

★国民健康保険の加入・脱退手続きに必要なもの

●脱退手続き:印鑑、脱退する人全員分の①社会保険証等 ②国民健康保険被保険者証

●加入手続き:印鑑、直前に加入していた健康保険の資格喪失証明書

※国保税の口座振替を希望する場合:通帳、通帳の印鑑

※厚生年金・共済組合等から年金を受けられる65歳未満の人で、年金加入期間が20年以上または40歳以降10年以上ある人:年金証書(年金の加入期間がわかる書類)

★手続きの窓口:国保年金課国保係(⑧番)

平成23年中の所得の申告はお済みですか？

国保税の算定や医療給付を正しく行うため、所得の申告に協力をお願いします。申告がない場合は、所得に応じた制度を適用できないため、税の軽減制度が受けられなかったり、医療費の自己負担限度額が高額になるなどの不利益が生じる場合があります。

●申告に必要なもの

- ①平成23年の源泉徴収票または年間所得の把握できる書類
- ②印鑑
- ③所得控除(生命保険料など)の証明書類

●申告場所

- ①平成24年1月1日に市内に在住している人
税務課市民税係(⑤番窓口)
- ②平成24年1月2日以降に小郡市に転入された人
国保年金課国保係(⑧番窓口)

●申告の必要がある人

- ①世帯主(本人が被保険者ではない場合も含む)
 - ②被保険者
 - ③国保から後期高齢者に移行した旧被保険者
- ※前年中に収入がなかった人でも「ない」という事実を申告していただく必要があります。

上記にかかわらず、以下の人は申告の必要はありません

- ①既に所得税の確定申告や市県民税の申告をした人
- ②収入が給与のみで、給与支払報告書が勤務先から市に提出されている人
- ③収入が公的年金のみで、公的年金支払報告書が年金支払者から市に提出されている人(※公的年金のうち、遺族年金・障害年金のみを受給されている人は、支払報告書が市に提出されないため、申告が必要です。)

国民健康保険税は、みなさんの医療費となる大切な財源です。確実かつすみやかな納付にご協力をお願いします。

【問合せ先】国保年金課国保係 72-2111内線424・425